

手賀の杜自治会 消防計画

統括防火管理〔該当・非該当〕

平成28年 4月18日作成

第1 目的及びその適用範囲等

1 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、地縁法人手賀の杜自治会（以下「手賀の杜自治会」という。）の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

（1）この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、守らなければならない。

ア 当該管理権原の及ぶ範囲は、別図1に明示する部分とする。

イ 手賀の杜自治会に所属し、出入りする全ての者

ウ その他

・一時的に当該施設を利用する個人及び団体の全ての者

3 防火管理業務の一部委託について〔 該当・非該当〕

（1）委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（2）委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

（3）防火管理業務の委託状況

別表10「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者（手賀の杜自治会会長）

- (1) 管理権原者は、手賀の杜自治会の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

ア 建物	基礎部、外壁、内装、天井
イ 防火施設	排煙窓、防炎カーテン
ウ 避難施設	避難口
エ 電気設備	分電盤、IHコンロ、照明設備、空調設備、サーチュレーター
オ 危険物施設	該当なし
カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）	給湯器
キ 消防用設備等・特殊消防用設備等	消火器、非常警報設備、誘導等、散水栓、排煙窓

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理

- (9) 全自治会会員及び施設利用者等に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他
 - ・施設利用者への火気使用許可の承認

3 自衛消防組織の設置と管理権原者の責務

- (1) 管理権限者は、自衛消防組織を設置及び運営する
- (2) 管理権限者は、全体についての消防計画を遵守する
- (3) 管理権限者は、自衛消防組織を管理する者を選任し、統括させるものとする。

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任(解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成(変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する前	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	1年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）	防火管理者の確認を受けた後に報告する
(5) 防火対象物定期点検結果報告	1年に1回	管理権原者
(6) そ の 他	消防用設備等の設置届	関係者

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等をこの消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は、全自治会会員及び施設利用者等に配付し、さらに出入口など見やすい場所に掲示する。
- (3) その他
 - ・防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務を確認する。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

- 自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。
 - ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック表（日常）「火気関係』及び別表3『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等』に基づき、利用する団体等の火元管理者がチェックする。
 - (a) 「火気関係」のチェックは、利用毎の終了時に行う。
 - (b) 「閉鎖障害等」のチェックは、利用時2回行う。
 - イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、手賀の杜自治会の火元責任者がチェックする。
 - 実施時期は、5月と11月の年2回とする。
 - ウ その他
 - (a) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。
 - (b) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

- 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。
 - ア 自主点検は、別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当責任者がチェックする。
 - イ 実施時期は、5月と11月の年2回とする。

3 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、民間消防設備点検業者に委託して行う。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、民間消防設備点検業者に委託して別表6により行う。
- (3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。
- (4) その他
 - ・ 建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に務めるものとして、防火管理者は、定期調査実施時に立ち会うものとする。

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

5 その他

- ・建物、防火設備、避難施設（共用部分）の検査は、建物所有者が実施する。

第5 厳守事項

1 施設利用者等が守るべき事項

(1) 全自治会会員及び施設利用者等は、避難口、廊下などの避難施設の防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、通路には、物品（椅子、自動販売機等）を置かない。

イ 出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

エ その他

- ・非常口等の管理状況について常に確認しておく。（防火担当責任者等）

- ・非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。（防火担当責任者等）

(2) 火気管理等

ア 施設場内は、全面禁煙であるため喫煙は絶対に行わない。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は、指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ その他

- ・調理する場合、調理担当者は、火気使用中絶対持ち場を離れない。

- ・施設場内における利用者等への喫煙制止について、万全を図る。

(3) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、物置室、トイレ等に可燃物を置かない。

但し、一時的に仮置きする場合は、防火管理者へ届出を行い、承認を得ること。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ 火元責任者又は最終利用者による火気及び施錠の確認を行う。

カ その他

・自治会役員施設管理者による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

・利用者に対して、放火防止の教育を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

・防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように施設担当自治会役員及び施設利用者に徹底する。

(2) 工事中の安全対策の策定

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

(a) また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用申請をしたとき

(b) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に對し、次の事項を周知し遵守させる。

(a) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(b) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(c) 工事場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

(d) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(e) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。

(f) その他

・防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

(4) その他

ア 避難経路図を作成し、出入口付近、施設内（サロン、ホール）に掲出する。

イ その他

- ・条例の基準に従い、各室及び避難経路を管理する。

○催物開催時

- ・防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な次の事項を防火管理者に報告させる。

- (ア) 催物主催者側の責任者
- (イ) 催物内容、催物規模等の概要
- (ウ) 火気等を使用する場合の火気取扱い責任者
- (エ) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法
- (オ) 火災など災害時における観客等の避難誘導対策

- ・防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な次の事項を指示する。

- (ア) 裸火を使用する場合の防火管理者への届出
- (イ) 100人以上の者を収容して催しを開催する場合の防火管理者への届出
- (ウ) 催物会場の自衛消防隊の編成
- (エ) 一時的に物品販売等を行う場合の防火管理者への届出

- ・非常の際は速やかに特殊照明及び音響等を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する

- ・防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防炎物品であるか確認する。

第6 自衛消防隊等

1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の隊の編成を含む。）は、別表7のとおりとし、この別表は、施設内（サロン）の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

なお、自治会会員及び施設利用者には、別に「防火管理マニュアル」を配布する。

（1）通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、施設担当自治会役員へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。
- イ 施設担当自治会役員は、消防機関へ通報するとともに、自衛消防隊へ火災が発生した旨を通報する。
- ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

（2）初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

（3）避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 携帯用拡声器を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

（4）安全防護

- ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- イ その他
空調設備の運転は、中止する。

（5）応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ その他
 - ・原則として近接する「手賀の杜中央公園」に救護所を設置する。

（6）救出、救護

応急救護担当は、地震時において（5）の任務のほか、次の活動を行う。

- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- ウ その他
 - ・チェーンソー等危険が伴う資機材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が取り扱う。

3 自衛消防隊の活動範囲

- （1）自衛消防隊の活動範囲は、当該集会場の管理範囲内とする。
- （2）近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

4 その他

- ・ガス漏えい事故防止対策は、別に定める。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL：090-9967-1761 氏名：手賀の杜自治会文化施設部役員

1 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、近隣の住宅からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、手賀の杜自治会文化施設部長とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水 2 医薬品 3 懐中電灯 4 携帯用ラジオ 5 携帯用拡声器 6 救出用資機材	ホール内の棚

2 地震後の安全措置

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止
 - ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) その他
 - ア 避難通路の確保
 - イ 防火管理者は、被害の状況等を施設管理責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる在館者に知らせる。

(2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ その他

- ・地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資機材を活用して救助作業を行う。

(3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。

(a) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、安全な場所で待機させる。

(b) 在館者を指定避難所に誘導するときは、指定避難所（千葉県立沼南高等学校）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。

(c) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

(d) 避難誘導は、在館者の先頭と最後尾に避難誘導班員を配置して行う。

(e) 避難には、車両等は使用せず全員徒步とする。

(f) その他

避難は、一時避難場所（手賀の杜中央公園）に集合し、人員を確認後、避難する。

イ 安全防護担当（施設担当自治会役員及び施設利用代表者等）は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ その他

- ・避難、避難誘導は、「手賀の杜自治会自主防災組織」との連携し協力で行う。

4 その他

(1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講じるものとする。

ア 工事人に対する教育の徹底

イ 立入禁止区域の指定と自治会会員及び施設利用者等に対する周知徹底

ウ 避難経路の明確化

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害等を防止するために次の対策を講じる。

ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ 事業再開時には、火気設備器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後に、使用を再開する。

5 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の対応措置

警戒宣言、津波警報等が発せられた場合、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。

(1) 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における営業方針

原則として、営業は中止し、来場者等が混乱しないようで退場できるようにする。

(2) 関係者・来場者等に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

ア 来場者等に対する情報の伝達は、電話連絡及び直接連絡により伝達する。

(3) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ 被害防止措置の内容

(a) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(b) 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置

(c) その他

① 避難通路の確保

② 非常口の開放等

ウ 避難誘導措置

(a) 避難場所は、指定避難場所（千葉県立沼南高等学校）とする。

(b) 避難の開始は、自衛消防隊長が指示する。ただし、緊急の場合にあっては、この限りではない。

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施者は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
自治会役員	選任時	選任時	○			
定期利用者	5月と11月	年2回	○			
	予約時	必要な都度		○	○	
個別利用者	予約時	予約時又は利用開始前	○	○		
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。					

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防隊

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

(2) 自衛消防隊の要員の育成

ア 管理権原者は、講習の受講者が必要な自衛消防組織の要因に、講習を計画的に受講させ育成を図るものとする。

イ 講習を終了した者を別表8に記入し、資格者が変更した都度、消防機関に連絡する

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、おおむね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(a) 全自治会会員及び施設利用者が守るべき事項について

(b) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

・防火管理マニュアルの徹底に関すること。消防機関及び自主防災組織が行う防災講演会に参加する。

(2) 防災教育の実施方法

ア 自治会役員会時に実施する。

イ 毎月の施設予約時に合わせて実施する。

ウ その他

(3) その他

ア 管理権限者は、自衛消防組織の本部隊の班長等で講習の受講が必要な自衛消防組織の要員に対して、講習を受講させる。

イ 管理権原者は講習の受講が必要な自衛消防組織の要員に受講状況を常に把握し、アの要員に対して、受講した日以後の最初の4月1日から5年以内に再講習を受講させ、それ以降も同様とする。

4 防火管理再講習 ※当該施設（手賀の杜スクエア）は該当しない

(1) 防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

(2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講じる。

第10 訓 練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の種別・実施時期・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消火訓練	5月、11月	・別記1により、実施する。
通報訓練	5月、11月	・その他の訓練は、安全防護訓練、応急救護訓練及び地震想定訓練を実施する。
避難訓練	5月、11月	・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
その他の訓練	5月、11月	
総合訓練	9月	

(2) 訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

(4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 自治会役員及び施設利用者（ローテーションを組み全員が参加できるようにする。）

(5) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は、自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他

・事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ その他

- ・訓練指導者は、補助者等を要所に配置し、各操作など安全を管理すること。

(3) 訓練終了後

使用資器材収納時には、手袋・ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

(1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、別表9「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

(2) その他

- ・防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について、検討会を開催する。

附則

- (1) 本消防計画の改廃は、手賀の杜自治会 防火管理者にて定め、管理権限者（自治会長）の承認を得ることとする。
- (2) 本消防計画は、平成28年2月7日から施行する。
- (3) 本消防計画は、平成28年5月15日に改定とする。（自治会組織変更に伴う改定）